

西海市教育委員会（令和5年第12回定例会）会議録

期 日：令和5年12月21日（火） 午後1時15分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 崇 森下 直也、

（書記） 係長 横尾 泰則

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 平田 真希子

社会教育課 課長 作中 修

課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和5年度第12回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第26回西彼町子ども会ウォークラリー大会

令和5年度西海市「は・あ・と・ふ・る運動」推進大会

第45回太田尾敬老文化祭

市議会本会議

校長会 教育長挨拶

土曜学習

市議会本会議 一般質問

北海道広尾町 出張
校長ヒアリング
税の作文表彰式
市長表敬訪問（バスケットボール全国大会出場報告）
S a i k a i クリスマスコンサート
西海市民生委員推薦会

諸報告に対する質疑はありませんか？

（質疑なし）

以上で諸報告を終わります。

5. 議事

日程第1「議案第69号 令和5年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」

○教育長

日程第1「議案第69号 令和5年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案説明）

議案第69号、令和5年度教育・文化・スポーツ功労被表彰被表彰者の決定について。提案理由ですが、令和5年度の教育文化スポーツ功労表彰の被表彰者を決定しようとするものです。

第2条の各号1号から7号ありますが、これが基本的なその表彰の種類と基準となります。先日12月13日に教育委員会内部で選考委員会を開催しております。その結果に基づいて調書をまとめたものになります。

第1号該当として、社会教育功労、選考基準が第1号、(3)とあります。社会教育関係団体の役員の職にあつて15年以上在職した者に該当するというので選考をしております。まず、峯 英樹さん男性です。職業として、大串校区公民館の主事をなさっておられます。功績概要については記載のとおりになっております。大串小学校の校長先生より推薦をいただいているところです。

第2号該当文化功労として、まずお1人目、第2号の(1)に該当する朝川 勝治さんにつきましては、八木原地区の浮立保存継承のために長年貢献がされているということで、八木原行政区長から推薦がっております。

第2号、(1)に該当するとして、城 輝行さん。この方は長崎市にお住まいの方ですが、長年にわたって地域の絵画クラブ青羊会の設立にご尽力をされ、その後も指導をされ文化振興に功績があったということでそのクラブから推薦をいただいているところです。

第2号該当でスポーツ功労表彰になります。第2号の(1)に該当するというので宮本勇さん、太田和がお住まいの方です、地域の太田和少年剣道クラブの活動に貢献をされているということ。

土本 朋彦さん、同様に太田和少年剣道クラブの活動に携わりスポーツ振興に貢献されて

いるということ。

3人目の方が吉田 昌信さん、太田和の方ですけれども太田和キッズソフトボールクラブの監督として地域のスポーツ振興に貢献をされているということで、3名については太田和行政区長から推薦をいただいているところです。

深山 茂男さんです。大瀬戸町にお住まいで、大瀬戸ミニバレーボール大会の実行委員会の代表として長年にわたってスポーツ振興に貢献されているということで、下山行政区長から推薦をいただいております。

第3号該当文化顕彰になります。選考基準としては第3号田中 煌琥さん。大崎小学校の2年生になります。この方は、今年度の県小・中学校児童生徒美術作品展、子ども県展の絵画部門において、特別賞の知事賞を受賞されております。同校の小学校の校長から推薦いただいております。

次にスポーツ顕彰になります。選考基準としては第3号、山口 力丸さん。この方が高校生で、現在長崎市に在住の生徒になっております。今年度開かれた相撲競技大会において優秀な成績を収めたということで、太田和行政区長のほうから推薦が上がっております。

次にスポーツ顕彰の団体の分になります。第3号として西彼杵高等学校女子バレーボール部、今年度開催されたバレーボール競技大会において優秀な成績を収められております。同校の校長より推薦をいただいております。

最後にスポーツ顕彰の第3号としてSAIKAIソフトボールクラブ、今年度開催されたソフトボール競技大会において全国優勝されたということで社会教育課から推薦が上がっております。

以上今年度につきましては、教育功労が個人で7名、教育の顕彰のほうが個人2名、団体2、合計11件の被表彰者の案ということで提案をさせていただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第69号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第69号 令和5年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第70号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の

制定について」

○教育長

日程第2「議案第70号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案説明)

議案第70号 西海市立小学校及び中学校庶務規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由ですが、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知に基づき、適用指導教室の呼称を統一するため、所要の改正をしようとするものです。

なお、この議案につきましては、次の第71号議案、同様の提案理由となっております。規則改正の改め文を記載をしておりますが、具体的な改正内容につきましては、新旧対照表に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

カタカナでキというところがあります。ここのところが改正になります。旧では、中「・学校適応指導教室」というのを、中「・教育支援センター」同様に、「西海市学校適応指導教室」を「教育支援センター」、「指導教室()日」という文言を、「教育支援センター()日」という形の改正にするものです。同様にキというところが、「学校適応指導教室」「教育支援センター」に改正をすることになります。

この規則につきましては、令和6年1月1日施行予定になっております。

今回の規則の改正のポイントを学校教育課でまとめております。

ポイント1、適応指導教室、呼称の統一。

先ほど、提案理由の中でも触れましたが、令和4年6月10日付4初児生第10号で文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から通知があった、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」この通知に基づき、適応指導教室の呼称を改めるというものです。

通知の抜粋として、学校の居場所づくりという項の中に、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称としていただくよう、御検討をお願いしますという趣旨の通知がなされております。これを踏まえて今回改正に至ったということになります。

説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第70号の説明がありました。質疑はありますか。

○武宮委員

令和4年6月10日付けの通知によって名称を変更すると呼称を変更するというのですが、この令和6年1月1日の時期になったのはなぜかということと、他の市町の状況がもし分かれば教えてください。

○学校教育課長

この通知自体が、令和4年の6月に来て年度内に改正ができればよかったですけども、学校教育課内でも、ほかの市町の動向、国や県の動きを見定めてからの改正ということで考えておりました。昨年の段階ではある程度の改正に向けて準備をしていこうと話をしていたところでありました。この時期になったのは改めて今回の通知をしっかりと見直したっていうところもありますし、適応指導教室の西彼教室が、新たに開始となりましたのでタイミングとしては、1番この時期が適切ではないかなというふうに判断したというところがあります。

他の市町の名称については、今手元に資料がないので後ほどお答えしたいと思います。
以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第70号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第71号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第3「議案第71号 西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育長

議案第71号、西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について。

提案理由ですが、先ほど議案第70号で提案をした理由と同様ですが、国の通知に基づいて、適応指導教室の呼称を統一するため、所要の改正をしようとするものです。

具体的な改正内容については新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、要綱の名称のうち「適応指導教室」となっていたところ、「教育支援センター」に変えるというふうになっております。第1条では、教育支援センターの設置目的について、社会的自立を促すとともという側面がありますので設置目的を追加しております。

あわせて「適応指導教室」という名称を「教育支援センター」に変える内容となっております。

第2条以降につきましても、「適応指導教室」という名称を「教育支援センター」に変えるという内容となっております。各様式が記載をしており「適用指導教室」という名称がありますので、それを「教育支援センター」に変える内容となっております。

あわせて今回の改正のポイントを一部改正の内容としてまとめております。

名称を「適用指導教室」から「教育支援センター」に変更しております。目的に、「社会的自立を促すとともに」という文言を加えております。

先ほど説明が漏れておりましたが、第5条に、実際の適応指導教室の開設時間の規定がございます。これまで「午前9時15分から午後3時30分」までとしていたところを、1時間短縮をして「午前9時15分から午後2時30分」までに改めております。

この適応指導教室については、学校復帰を目指すというこれまでの目的に、社会的自立を促すそういった視点も入れた形の改正内容となっております。

施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行する予定となっております。

提案理由は以上です。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号の説明がありました。質疑はありますか。

○北島委員

すいません、第5条の時間の短縮についての理由を教えてください。

○学校教育課長

失礼します。時間を午後3時30分から午後2時30分に変更した理由についてなのですが、適応指導教室の指導員の勤務時間が9時から15時45分ということで任用をしています。

実際に子ども達を3時半までとなると、残りが15分になって不登校の子ども達の1日の状況であったり、次の日の日程をどうしようとか、そういった話をする際にこの15分では調整が難しいという指導員からの要望があって、できれば子ども達の受入れを2時半までとしてそれ以降、例えば保護者との話をしたり、学校との連絡調整をしたり、その日の1日の記録をまとめたりそういった時間の取扱いが出来ないかという相談があつておりました、2時半までにしたところです。

○北島委員

今のご説明ですと、その対象児童の対応というのが2時半で終了する対応で通常がよかったのか、それとも本来であれば3時半としていた理由もあつたかと思うのですが過去に、対象児童のことを中心に考えればやはり逆に勤務時間を延ばし様々な庶務時間とするということのほうが、児童生徒を中心に考えた場合妥当なのかなあと、全ての児童生徒が2時半の対応で大丈夫ということなのでしょうか。

○学校教育課長

この2時半までにすることに関しては、指導員からの要望があつて実際に利用する児童生徒にとってどうだったかというところも、一つは検証の対象ではあつたのですが、実際に2時半までということで現在数ヵ月間やってきて、例えば、そのバスの時間に間に合わなくなるとか、もっと本当はたいのいというふうな話は実際あつてなくて、子ども達、保護者

のほうからは2時半に関しては特にもう問題はないということで話を受けているところです。また指導員のほうも、勤務時間を延長して例えば3時半まで、4時までとは望んでないというところがあるものですから、その辺の調整を図りながら、現状としてはこの2時半でいきたいと思っているところです。

○北島委員

何となくその議論の、基本というか基準となっているところ少しずれている感じがします。

今その対象となっている児童は、特定の皆さんにとって問題ないから2時半ですっていうのはちょっと、違うのかなと思ってしまして取りあえず、勤めらっしゃる方の問題もあるでしょうから、これはこれとして判断するにしても今後はやはり対象児童生徒を中心に置いた、そうした支援というのが必要かと思しますので、参考意見までよろしく願いいたします。

○教育次長

ただいまの北島委員からいただいたご意見については、年が明けて1月からこういった形で施行させていただきたいと思うのですが、変更した後の検証をしっかりと行うような形で考えていきたいと思っているところです。

○川南委員

北島さんが言ったのと同じ意見ですけど、子ども中心ではなく指導者側からの要望とかそういう時間短縮っていうことで子どもでも親でも今度から、3時半だったのに2時半までになりましたよ。そうですか。受入れざるを得ないところっていうのもあるかなと思う。ですから、北島さんが今おっしゃったように本当に今から1月実施から検証はしていくというお話ですけども、今まで3時何分まで指導していただいたのに1時間ぐらい、指導時間が短くなる。学校に帰るということを目的とし、社会的自立を目標とするならば、やっぱり子どもの実態をもう少し把握し、子どもの事情っていうか、子どもを取り巻く事情もいろいろ検証しながら、少し子ども側に立った、何かしっくりいかないところがあったので一言言わせていただきました。

○教育長

懸念されるという声が強いのですが事務局、どうですか。

○学校教育課長

川南委員さんからいただいたご意見も、しっかりと受け止めながら、1月からの実施に向け新規でこれから利用する子どもさんもいらっしゃると思いますので、事前にそういったところの要望とかもしっかりと把握して、受入れをしていきたいと思っているところです。

○教育長

よろしいですか。しっかりと検証していくということですね。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第71号 西海市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：1月25日（木）午後1時30分～

大瀬戸コミュニティセンター 2階第1会議室

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後2時30分閉会）